

6 消安第 1500 号
令和 6 年 5 月 28 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

豚熱の発生予防及びまん延防止対策の徹底について

豚熱の防疫対策の徹底については、「豚熱の発生状況を踏まえた防疫対策の徹底について」（令和 5 年 10 月 19 日付け 5 消安第 4258 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により、豚等飼養農場に対する御指導をお願いしているところです。

豚熱については、5 月 26 日に栃木県の養豚場で、本日に岩手県の養豚場で、相次いで発生が確認されました。

両事例には今のところ疫学的関連性は確認されていないものの、現在、野生イノシシの活動が活発化する時期となっており、これによる豚熱ウイルスの拡散が懸念されます。近隣で野生イノシシの感染が確認されていない地域であっても、農場における飼養衛生管理の徹底及び適切なワクチン接種により、その発生防止を図ることが何よりも重要です。

以上を踏まえ、貴職におかれましては、豚等飼養農場、獣医師をはじめとする養豚関係者に対し、特に下記の点について御指導方よろしく申し上げます。

記

- 1 人、車両、物等の農場への出入り時の消毒や野生動物の侵入防止対策の実施など、豚等飼養農場におけるウイルス侵入防止対策について再点検するとともに、その強化を徹底すること。
- 2 豚熱ワクチンについては、ワクチンのみで豚熱の感染を防ぐことはできないことを十分に認識し、適切な飼養管理を徹底した上で、適時・適切な接種を行うこと。
- 3 家畜保健衛生所への通報の遅れは他の農場へのまん延リスクを高めることになることを改めて認識し、豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状を認めた場合における速やかな家畜保健衛生所への連絡を徹底すること。
特に、一般的な慢性疾病を疑って連絡が遅れる事例がみられていることから、飼養豚群において通常と異なる死亡の増加又は継続等の状況を認めた場合には、一般的な慢性疾病を疑う場合であっても、まずは豚熱及びアフリカ豚熱の可能性を疑い、家畜保健衛生所に相談すること。

以上